

「成川式」平成23年(2011年)新司法試験本試験問題短答式
誤植訂正表

2011年7月9日
第1版
スクール東京

ページ	該当箇所			変更前	変更後
	科目	問題番号	場所		
26	公法系	5	冒頭	第5問	第5問(※○…bがaの批判となっているもの、×…bがaの批判となっていないもの)
27	公法系	6	冒頭	第6問(※○…bがaの批判となっているもの、×…bがaの批判となっていないもの)	第6問
35	公法系	13	肢ウ	<条文> 96条, 97条, 98条	<条文> 96条, 97条, 98条 1項
40	公法系	19	冒頭	第19問(※○…aの見解からbの見解が導き出せる場合、×…aの見解からbの見解が導き出せない場合)	第19問
41	公法系	20	冒頭	第20問	第20問(※○…aの見解からbの見解が導き出せる場合、×…aの見解からbの見解が導き出せない場合)
50	公法系	38	肢イ	行政不服審査法の審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。一方、処分の取消しの訴えは、原則として、処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に提訴しなければならないこととなっている。審査請求は行政機関による簡易迅速な権利救済の制度であるから、取消訴訟の場合と比較して請求期間を短期に設定してある。	行政不服審査法の審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。一方、処分の取消しの訴えは、原則として、処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に提訴しなければならないこととなっている。審査請求は行政機関による簡易迅速な権利救済の制度であるから、取消訴訟の場合と比較して請求 期間 を短期に設定してある。
86	民事系	10	肢1	自己の所有の意思をもって20年間占有し続ければ、取得時効によってその占有している物の所有権を取得することができる。 <条文> 162条1項	所有者のない不動産を所有の意思をもって占有することによって、占有者が当該不動産の所有権を取得するものとしな いと、当該不動産の所有権の帰属がいつまで経っても確定せず、 権利関係が不安定のままとなってしまう。 また、要件として所有の意思のある占有を要求するのは、所有権者に最低限必要な意思であり、要件としても合理的である。なお、条文もこのように規定している。 <条文> 239条1項 <判例> 最判昭62.4.10参照
89	民事系	14	肢1 第2段落	しかし、動産売買の先取特権者は担保権者であり、一般債権者に優先して弁済を受けられる地位にあるから、先取権者先取特権者が一般債権者に劣後するのは妥当ではない。そこで、一般債権者が、転付命令を得たわけではなく、差押えをしたにとどまるのであれば、優先弁済権を有する担保権者たる先取特権者を保護する観点から、動産売買の先取特権者の差押え及び物上代位権行使を認めるべきである。	しかし、動産売買の先取特権者は担保権者であり、一般債権者に優先して弁済を受けられる地位にあるから、先取権者先取特権者が一般債権者に劣後するのは妥当ではない。そこで、一般債権者が、 転付命令を得たわけではなく 、差押えをしたにとどまるのであれば、優先弁済権を有する担保権者たる先取特権者を保護する観点から、動産売買の先取特権者の差押え及び物上代位権行使を認めるべきである。
91	民事系	16	肢イ 第1段落	清算金とは、譲渡担保権者が譲渡担保を実行する際に、目的物の価格と被担保債権額を明らかにし、その差額があれば譲渡担保設定者にを支払うべき義務を負う金銭をいう。受戻権とは、譲渡担保の実行までの間に、設定者が弁済をすることにより目的物を取り戻す権利である。	清算金とは、譲渡担保権者が譲渡担保を実行する際に、目的物の価格と被担保債権額を明らかにし、その差額があれば 譲渡担保設定者に支払う べき義務を負う金銭をいう。受戻権とは、譲渡担保の実行までの間に、設定者が弁済をすることにより目的物を取り戻す権利である。
192	刑事系	37	冒頭	第37問(※○…被疑者の勾留・被告人の勾留いずれについても、刑事訴訟法上認められるもの、×…被疑者の勾留・被告人の勾留いずれについても、刑事訴訟法上認められるとはいえないもの)	第37問
193	刑事系	38	冒頭	第38問	第38問(※○…被疑者の勾留・被告人の勾留いずれについても、 刑事訴訟法上認められるもの 、×…被疑者の勾留・被告人の勾留いずれについても、 刑事訴訟法上認められるとはいえないもの)